四條畷市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という）を貸し出すことにより、心停止者への迅速な救命活動体制を整備し、市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

（貸出台数等）

第２条　貸出しを行うＡＥＤは２台とし、地域協働課が管理する。

（対象行事）

第３条　ＡＥＤの貸出しの対象となる行事は、市民が参加するスポーツ競技、祭典・式典、講習会その他のイベントとする。

（対象団体）

第４条　ＡＥＤの貸出しの対象となる団体は、前条に規定するイベントを主催する団体等とする。

（貸出期間）

第５条　ＡＥＤの貸出期間は、イベントの開催期間を含み、７日間を限度とする。

（無償貸出）

第６条　ＡＥＤの貸出しについては、無償とする。

（貸出申請）

第７条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体等の代表者は、ＡＥＤ貸出申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸出承認）

第８条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、貸出しを承認する場合は、当該申請をした者にＡＥＤ貸出承認書（様式第２号）を交付するものとする。

（管理等）

第９条　ＡＥＤの貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、ＡＥＤを常に良好な状態で保管し、機器の特殊性に配慮した管理に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）ＡＥＤは、取扱説明書に基づき適切に使用すること。

（２）ＡＥＤを目的外に使用しないこと。

（３）ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（実績報告）

第１０条　利用者は、ＡＥＤを返却する際に、ＡＥＤ利用実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（破損等の報告）

第１１条　利用者は、ＡＥＤを破損し、又は紛失した場合は、ＡＥＤ破損・紛失報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１２条　利用者は、故意又は過失によりＡＥＤを破損し、又は紛失した場合は、その原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（返還）

第１３条　市長は、利用者がＡＥＤの貸出しを必要としなくなったときその他市長が特に必要と認めたときは、利用者からＡＥＤを返還させることがある。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

ＡＥＤ貸出申請書

年　　月　　日

四條畷市長　あて

申請者	団体等の名称及び代表者の氏名
	住所
	電話

ＡＥＤ(自動体外式除細動器)の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

イベント名称	
イベント開催期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
イベント内容及び参加予定人数	内容 (参加予定人数)＿＿＿＿＿名
イベント会場	
貸出希望期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
貸出希望台数	台
連絡先	住所 氏名 電話番号

様式第２号（第８条関係）

ＡＥＤ貸出承認書

年　　月　　日

様

四條畷市長

下記のとおり、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の貸出しを承認します。

記

イベント名称	
貸　出　期　間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
貸　出　台　数	台
特　記　事　項	①「四條畷市自動体外式除細動器(AED)貸出要綱」を遵守すること。 ②利用後は、AED 利用実績報告書(様式第 3 号)を添えて速やかに返却すること。

様式第３号（第１０条関係）

ＡＥＤ利用実績報告書

年　　月　　日

四條畷市長　あて

報告者	団体等の名称及び代表者の氏名
	住所
	電話

下記のとおり、ＡＥＤ（自動体外式除細動器)の利用実績を報告します。

記

イベント名称	
貸出期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
返却台数	台
特記事項	※AED を実際に使用した場合は、その状況等を記入してください。

様式第４号（第１１条関係）

ＡＥＤ破損・紛失報告書

年　　月　　日

四條畷市長　あて

報告者	団体等の名称及び代表者の氏名
	住所
	電話

下記のとおり、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の破損・紛失について報告します。

記

イベント名称	
貸出期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
貸出台数	台
破損・紛失の状況	